

神戸市告示第 521 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 3 年 11 月 4 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

中央区東川崎町 2 丁目 14 番の一部、20 番 2 の一部

3 丁目 29 番の一部、39 番 1 の一部

（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

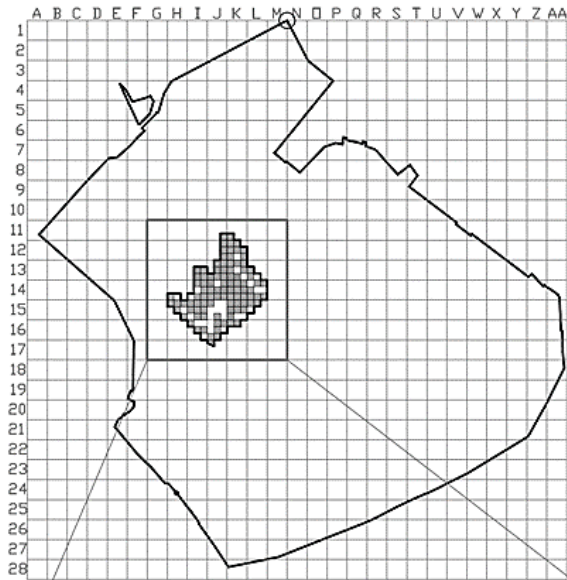
シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図

<起点>
 起点は、神戸市中央区東川崎町2丁目14番1の北端 (No.3126) 地点とする

<格子の回転角度>
 24°12'28"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

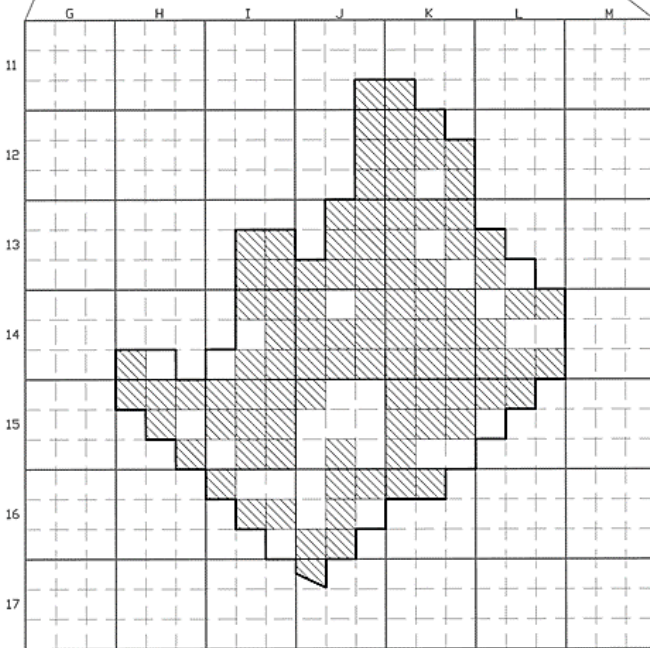


凡例

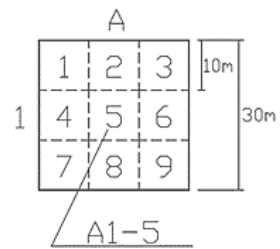
- 起点
- 敷地境界線

形質変更時要届出区域

<30m格子図>



単位区画番号



<10m格子図>